

| 記者発表(資料配布) | | | | |
|-------------|-------------------------|---------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 月/日 (曜日) | 担当課 | TEL (内線) | 発表者名 (担当班長名) | その他 配布先 |
| 7/10 (火) | 企画県民部 防災企画局 復興支援課 | 078-362-4336 (内線 5857) | 復興支援課長 芳永 和之 〔生活支援班長 白石 豊〕 | 内閣府政策統括官(防災 担当) 付参事官(事業推 進担当) |

(11:00)

平成 30 年 7 月豪雨による災害に係る被災者生活再建支援法の適用について

平成 30 年 7 月豪雨による災害について、宍粟市における被害が下記のとおり被災者生活再建支援法の対象となる自然災害と認められ、同法が適用されることとなりましたので、お知らせします。

記

1 法の対象となる自然災害が発生した市町名及び住宅に被害を受けた世帯の状況

| 市町名 | 住宅被害(世帯数) | | | | |
|-----|-----------|----|------|------|------|
| | 全壊 | 半壊 | 一部損壊 | 床上浸水 | 床下浸水 |
| 宍粟市 | 5 | 2 | 5 | 10 | 39 |

※ 上記数値は平成 30 年 7 月 9 日 16 時現在のものであり、今後の調査で数値が変動する可能性あり

2 該当条項 被災者生活再建支援法施行令第 1 条第 6 号

(支援法適用都道府県が 2 以上ある場合に、全壊 5 世帯以上[人口 10 万未満の場合]又は 2 世帯以上[人口 5 万未満の場合]の被害が発生した場合)

3 災害発生日 平成 30 年 7 月 5 日 (法適用日)

4 決定日 平成 30 年 7 月 9 日

<参考>

- ・ 宍粟市の人口：37,773 人(平成 27 年国勢調査)
- ・ 被災者生活再建支援法適用市町村(平成 30 年 7 月 9 日現在)

| 該当区域 | 適用基準 (支援法施行令) | 適用日(決定日) |
|-----------|------------------|------------------|
| 広島県広島市 | 第 1 条第 2 号 | 7 月 5 日(7 月 8 日) |
| 愛媛県西予市 | 第 1 条第 1 号 | 7 月 5 日(7 月 9 日) |
| 岡山県小田郡矢掛町 | 第 1 条第 1 号 | 7 月 5 日(7 月 9 日) |

